

○財務省告示第五十一号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成二十七年一月二十九日に発行した利付国債の
発行条件等を次のとおり告示する。
平成二十七年二月十日

財務大臣臨時代理

国務大臣 山本 早苗

一	名称及び記号
一	利付国庫債券（十年）（第三百七回及び第三百八回）及び利付国庫債券（二十年）（第六十四回、第六十五回、第六十一回及び第一百二十回）
二	発行の根拠 法律及びその 特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十七条第一項
三	振替法の適用 社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。
四	発行方法 利回り格差（第十七号に規定する利回りに応募した者が加算する数値をいう。次号において同じ。）を競争に付して行われる入札による発行 各申込みのうち利回り格差の小さいものからその応募額を順次割り当てる。
六	発行額 額面金額で三千九百九十六億円
七	払込金額 四千四百十三億三千七百五十五

八 最低額面金

九 振替単位

十 発行日
十一 発行価格

十二 利率
十三 経過利息の払込み

五万九千円

振替法の規定による振替口座簿の記載又は記録は、最低額面金の整数倍の金額とする。

平成二十七年一月二十九日
発行対象国債ごと額面金額
百円につき、次の算式により算出した金額

$$\frac{1 + \left(\frac{100 + \text{表面利率} \times \text{残存年数}}{100} \right)^{\text{第十七号に規定する利回り} + \text{募入利回り}}}{100} \times \text{残存年数}$$

(一) 別表のとおり)

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額を加えた額の払込日に払い出すものとする。

各発行対象国債の額面金額の利率の総額100×各発行対象国債の償還期日かまの第十期／利息の払込み回数(日)なる場合は、

(二)

発行時に、おいて、その利息の発生所得税が、源泉徴収されるもの係るのとて、振替口座簿中のものに、記載又は記録するもの口座記簿(一)の算式による計算の結果、十分の二・三から五を

二十 払込期日 平成二十七年一月二十九日

(別表)

名称及び記号	利率(年)	償還期限	(発行額面金額)
利付国庫債券 (第十三年七百七回)	一・三%	平成三年三月二十二日	二十六億円
利付国庫債券 (第十三年八百八回)	一・三%	平成六年三月二十二日	二千億円
利付国庫債券 (第十六年四回)	一・九%	平成九年三月二十五日	百億円
利付国庫債券 (第十六年五回)	一・九%	平成十年三月二十五日	六億円
利付国庫債券 (第十一年一回)	二・二%	平成六年四月二十一日	三億円
利付国庫債券 (第十二年二十回)	一・六%	平成六年四月二十二日	一千八百六十